

子ども・子育て支援新制度の施行に伴う保育料条例（案）について

（付議の要旨）

平成27年4月に予定される子ども・子育て支援新制度の施行に向け、子ども・子育て支援法第11条の子どものための教育・保育給付を受ける場合の利用者負担について、同法第27条第3項第2号、第29条第3項第2号及び第30条第2項に基づき条例（案）をとりまとめたので報告する。

1 主旨

子ども・子育て支援新制度の施行に向け、新制度の対象となる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を利用する区民の利用者負担について、国の考え方及び現行の保育料水準等を踏まえ、区としての考え方を整理し条例（案）をとりまとめたので報告する。また、特別な保育の保育料について、事業間の衡平性や区民意見等を踏まえ、利用者負担の一部見直しを行う。

2 条例の対象となる施設及び事業

（1）世田谷区保育料条例（案）

（特定教育・保育施設）

- ・認可保育園（区立・私立）
- ・認定こども園
- ・新制度に移行した私立幼稚園

（特定地域型保育事業）

- ・家庭的保育事業
- ・小規模保育事業
- ・居宅訪問型保育事業
- ・事業所内保育事業

（2）世田谷区立幼稚園保育料条例（案）

（特定教育・保育施設）

- ・区立幼稚園

3 国の考え方及び区の対応

国は、本年5月26日の子ども・子育て会議以降、順次、利用者負担の基本的な考えを示すとともに、自治体に対して質疑応答集を通じて周知している。

国が現時点で示している基準案は、別紙1のとおりとなっており、最終的には平成27年度予算編成の中で確定していくものであるが、上限について変更はしないとしている。

	国の考え方	区に対応(案)
応能負担の原則	<p>国の定める利用者負担額を上限として、区市町村が子どもの保護者の世帯の所得の状況(住民税所得割課税額)その他の事情を勘案して定める。</p>	<p>教育標準時間認定(1号認定)は、一律の負担に対する減免・補助金等による(低所得者)対応から、国の階層区分を踏まえた応能負担に変更する。</p> <p>保育認定(2号・3号)は、国の階層区分及び現行の細分化した所得階層区分を踏まえ、現行の所得税額を基本とする所得階層区分から、住民税所得割課税額を基本とする階層区分に変更する。</p>
控除の取扱	<p>現在行っている旧年少扶養控除に係る再算定は新制度では行わないこととする。</p> <p>ただし、市町村の判断により既に入園しているものが卒園するまでの間に限り、現行と同様の取扱による所得階層認定を可能とする。</p>	<p>国の考え方に同じ。</p> <p>ただし、認可保育園の在園児(2号・3号認定)に限り、当面、旧年少扶養控除に係る再算定を継続する。</p>
利用者負担の水準・保育料の設定	<p>国の定める利用者負担は、国庫負担金・都道府県負担金の清算基準であり、現行の私立施設の保育料算定を基礎としている。</p> <p>現行の幼稚園・保育所の利用者負担の水準を基に国が定める水準を限度とし実施主体である区市町村が定める。</p> <p>認定にあたっては、教育標準時間(1号認定)を受ける子どもについては、現行の幼稚園就園奨励費を考慮した。また、保育認定(2・3号認定)を受ける子どもについては、現行の保育所運営費による保育料設定を考慮した。</p> <p>保育短時間認定を受けた子どもの保育料は、保育標準時間認定を受けた子どもの1.7%を基本に設定。</p> <p>1号から3号認定区分それぞれにおいて、施設・事業の種類を問わず同一の水準としているが、公立幼稚園利用者負担水準を踏まえつつ、新制度への円滑な移行のための観点</p>	<p>区は国庫負担金・都道府県負担金の清算基準の位置づけとなる国の水準を踏まえ設定する。</p> <p>教育標準時間認定(1号認定)の子ども保育料については、幼児教育を受ける子どもの公平性を確保する観点から、国の所得階層区分・上限額を踏まえるとともに、現行の私立幼稚園の保育料と負担軽減の水準を基に、階層区分及び保育料を定める。</p> <p>区立幼稚園については、新制度への円滑な移行の観点から現行水準を限度とする。</p> <p>保育認定(2号・3号認定)の子ども保育料については、昨年7月に平均9パーセントの引き上げを行ったことから、保育料及び年齢区分については現行水準を継続する。</p> <p>保育短時間認定を受けた子どもの保育料については、国の考え方に同じ。</p> <p>区立保育園の延長保育料及び区立幼稚園の預かり保育料については、現行</p>

	<p>や、公立施設の役割・意義、幼保・公私間のバランス等を考慮し判断すべきものとする。</p>	<p>水準とする。私立保育園、認定こども園及び地域型保育事業については国の考え方及び地域型保育事業については国の考え方及び区立保育園の水準を踏まえた額とする。</p>
入園料	<p>入園料については、基本的に保育料とともに教育に要する費用を賄うために徴収しているものと考えられるものであり、新制度では、教育・保育に要する費用の対価として利用者に負担を求める費用は、原則として所得段階に応じて市町村が定める利用者負担額を毎月徴収することにより賄うことを基本とする。</p>	<p>区立幼稚園の入園料については、国の考えを踏まえ、入園料を廃止する。</p>
多子軽減措置	<p>教育標準時間認定(1号認定)の子どもについては、小学校3年生までの範囲において最年長の子どもから順に2人目以降の子どもが幼稚園、認定こども園を利用している場合、第2子半額、第3子以降は無料とする。</p> <p>保育認定(2号・3号認定)の子どもについては、小学校就学前の範囲において最年長の子どもから順に2人目以降の子どもが保育所、認定こども園等を利用している場合、第2子半額、第3子以降は無料とする。</p>	<p>国の考え方に同じ。</p>
保育料切替	<p>利用者負担に係る所得階層認定の運用にあたっては、直近の所得の状況を反映させる観点から、市町村民税の賦課に併せて年度途中(9月)で切り替えることとする。</p>	<p>国の考え方に同じ。</p>

なお、文部科学省は、幼児教育の無償化に向けて5歳児から段階的に取り組むこととしており、その対象範囲や内容等については、予算編成過程において検討している。

区は、国の動向を見極めた上で、規則等に規定し対応する。

5 新たな保育料

1号認定

別紙2

2号・3号認定

別紙3

* 現行の認可保育園保育料 [参考資料](#)

6 特別な保育の保育料

条例で定める保育料の見直しにあわせて、以下の特別な保育の保育料等見直しについて検討を行なった結果、休日・年末保育の保育料について兄弟同日利用の場合、第二子以降半額とする。

種別	現行	変更後	備考
緊急保育（区立保育園）	1日 1,500円	変更なし	
一時保育（区立・私立保育園、地域型保育事業、保育室、一時保育専用施設）	1日（8時間） 3,000円	変更なし	
休日・年末保育（5民営化園）	1日 4,000円	額の変更なし （2人目以降半額）	
病児・病後児保育	1日 2,000円	変更なし	
幼稚園預かり保育（補助事業）	1日 500円 （月10,000円）	変更なし	
24時間対応型一時保育	6,000～ 10,000円	変更なし	事業者が決定

7 施行年月日（予定）

平成27年4月1日

（子ども・子育て支援法の施行日）

8 条例（案）

別添のとおり

9 スケジュール

平成26年11月4日	政策会議
11月10日	文教常任委員会（条例案報告）
11月11日	福祉保健常任委員会（条例案報告）
11月11日	教育委員会（条例案意見聴取）
11月25日～	第4回区議会定例会（条例案提案）
12月～	区民周知
平成27年4月1日	条例施行